このほかに絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ、準絶滅危惧のオオタカ、ミサゴ等の鳥類を始めとして四十五科百七十二種の鳥類が確認されている。

このように、当該区域はコウノトリを始めとする鳥類にとって良好な生息環境を有しており、保護を図るべきと認められることから、当該区域を希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息するコウノトリを始めとする鳥類の保護を図るものである。

㈡　鳥獣保護区の管理方針

イ　希少鳥獣生息地の保護区として、コウノトリを始めとする鳥類の良好な生息及び繁殖環境が保たれるよう、適切な管理に努める。

ロ　違法捕獲の防止や制札及び標柱の維持管理のため、鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。

ハ　鳥類を脅かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して地域住民への普及啓発を行う。

ニ　鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。

○環境省告示第八十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第二項の規定に基づき、円山川下流域鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を変更したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

変更された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年十月三十日

環境大臣　中川　雅治

一　名称

円山川下流域特別保護地区

二　区域

兵庫県豊岡市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十四年六月一日から平成四十三年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

㈠　特別保護地区の指定目的

当該区域は、兵庫県豊岡市を流れる円山川の下流部及び周辺の水田を中心とした区域である。

当該区域を含む豊岡盆地は、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のコウノトリが集団で繁殖していたが、昭和四十六年には野外から姿を消し、昭和六十一年に最後の保護飼育個体が死亡し一度絶滅している。しかし、昭和四十年から始められた試験的な人工繁殖を端緒に保護増殖の取組が開始され、平成十七年からは繁殖個体の放鳥による野生復帰が行われ、平成二十九年三月現在、八十八羽のコウノトリが野外で生息している。当該区域では、平成二十年から平成二十八年までに二十九羽が巣立ち、現在野外に生息している自然繁殖個体を多く安定的に輩出している区域であり、コウノトリの生息にとって重要な場所となっている。

当該区域を流れる円山川は、コウノトリの餌となるトノサマガエル、ドジョウ等の生物が生息している。その中でも、水田及びその周辺（田結地区、気比・畑上地区、立野・梶原・百合地・河谷・中谷地区及び倉見・伊豆・安良地区）並びに湿地（戸島地区）は、営巣期及び巣立ち期の親鳥並びに幼鳥が採餌に利用しており、コウノトリの繁殖に特に重要な区域である。なお、当該区域内の戸島地区、百合地地区及び伊豆地区には人工巣塔がそれぞれ一基ずつあり、安定的に繁殖が確認されている。

このほかに絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ、準絶滅危惧種のオオタカ、ミサゴ等の鳥類を始めとして四十一科百五十二種の鳥類が確認されている。

このように、当該区域は円山川下流域の中でもコウノトリを始めとする鳥類にとって特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息するコウノトリを始めとする鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

㈡　特別保護地区の管理方針

イ　希少鳥獣生息地の保護区として、コウノトリを始めとする鳥類の良好な生息及び繁殖環境が保たれるよう、適切な管理に努める。

ロ　違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。

ハ　鳥類を脅かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して地域住民への普及啓発を行う。

ニ　鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。

○環境省告示第八十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

変更された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年十月三十日

環境大臣　中川　雅治

一　名称

大山鳥獣保護区

二　区域

鳥取県倉吉市、東伯郡琴浦町、西伯郡大山町及び同郡伯耆町並びに日野郡江府町の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、中国地方の最高峰大山を中心とした区域である。周辺の連山や山麓とともに自然の変化に富み、標高七百メートルから八百メートル以上は、冷温帯落葉広葉樹林のブナ天然林が広がり、そこから標高が下がるにつれて、ミズナラ、シデ、イタヤカエデ等多様な植物が見られる。

このような自然環境を反映して、鳥類は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省レッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のイヌワシ及びクマタカ並びに絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサを始めとする多くの猛禽類や絶滅危惧ⅠB類のヤイロチョウ等、百六十一種が確認されている。また、ゴジュウカラ等の留鳥及びオオルリ等の夏鳥が繁殖している。哺乳類は、天然記念物に指定されているヤマネが生息する等、三十五種が確認されている。

このように、当該区域は、猛禽類を含む多様な鳥獣の生息地として重要な区域であることから、当該区域を大規模生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

㈡　鳥獣保護区の管理方針

イ　大規模生息地の保護区として、イヌワシ、クマタカ等の希少な大型猛禽類をはじめ、留鳥、夏鳥等の多様な鳥類及び哺乳類を保護するため、適切な管理に努める。

ロ　利用者による鳥類への影響や違法捕獲の防止、制札の維持管理のため、環境省職員や鳥獣保護区管理員による巡視を行う。

ハ　鳥獣に対する餌付け、鳥獣を脅かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息地の影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関と連携協力して、利用者及び地域住民への普及啓発を行う。また、傷病鳥獣の救護を含め連携を図り、その対応に当たる。

ニ　鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努める。

ホ　近年、ニホンジカの生息が確認されており、生態系や農林業への影響が懸念されることから、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力してモニタリング調査を行うとともに、県が策定する第二種特定鳥獣保護管理計画と整合を取りながら、他の鳥獣の生息にも配慮しつつ、迅速な対応に努め、必要に応じて保全対策を検討する。その他の個体数調整を必要とする鳥獣についても、同様の対応に努める。